

住まいの耐震化を行いましょう

昭和56（1981）年5月以前に建築された建物は、法律に定められた耐震基準が強化される前の建物です。これらの住宅は、元日に発生した能登半島地震でも1階部分が倒壊し、人命が失われるという大きな被害を受けています。

今後、発生が予想される大きな地震に備えて、建物の耐震性能を調べる耐震診断や、耐震性能を向上させる耐震改修を行いましょう。

耐震診断から耐震改修工事までの流れ

1 耐震診断

建築士などの専門家が、住宅がどの程度地震に耐えられるかをチェックし、耐震性能を評価します。

2 耐震補強設計

耐震診断の結果をもとに、弱点となる箇所を補強し、住宅全体で耐震性能を高めるための設計をします。

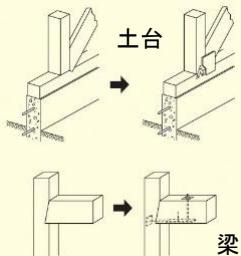
3 耐震補強工事

耐震補強設計をもとに工事をします。耐震改修では壁や柱、基礎などを補強し、耐震性能を高めます。

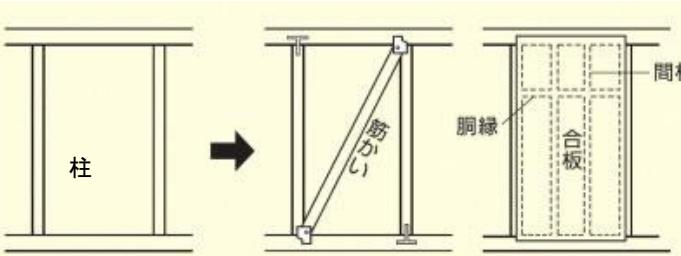


耐震改修では壁や柱、基礎などを強くします

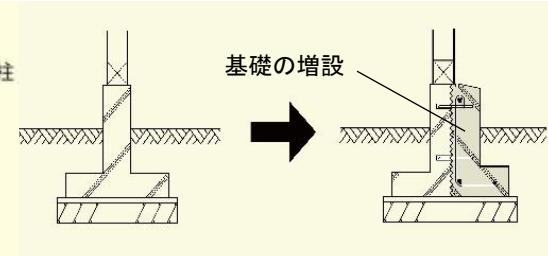
■ 耐震金物で固定



■ 地震に強い壁をバランスよく増やす



■ 基礎の補強



耐震改修工事はどのくらいかかるの？

木造住宅2階建ての耐震改修工事は、100～150万円で行われることが最も多く、全体の半数以上の工事が190万円以下で行われています。

木造2階建ての耐震改修工事の分布



100～150万円
未満で行われることが
最も多い

大洗町では住まいの耐震化についての補助制度があります

1 大洗町木造住宅診断士派遣費補助

耐震診断を受けるための耐震診断士を派遣し、その派遣費用の一部を補助します。

○対象となる住宅

- 町内に存する昭和56年5月31日以前に建築された、2階建以下の所有者が自ら居住している木造住宅

○自己負担額

2,000円

2 → 3 大洗町木造住宅耐震改修事業費補助

耐震診断で耐震性能を満たしていないと診断された木造住宅を対象に、補強設計と補強工事を併せて行う工事費用の一部を補助します。

○対象となる住宅

- 町内に存する昭和56年5月31日以前に建築された、2階建以下の所有者が自ら居住している木造住宅
- 耐震改修工事により対象住宅の上部構造点数が1.0以上となるもの

○補助金額

最大100万円（耐震改修に係る事業費の4/5）

○手続きの流れ ①～⑤は申請者が町へ書類を提出します。

※変更がある場合のみ



○申請方法

町ホームページからダウンロード、または都市建設課の窓口で配布する申請書を都市建設課窓口まで持参してください。

※申請には一定の基準がありますので、都市建設課まで事前にお問合せください。

○募集期間

令和6年9月30日（月）まで（閉庁日を除く）

※申請期間内であっても、予算の範囲を超えた場合には、受付を終了することがあります。

○問合せ先

大洗町都市建設課 建築営繕係 ☎267-5156（内線262）